

利害関係	意見の内容	回答
あり (自然保護 団体)	<p>1. 私たちは全国で淡水・汽水域の在来生物とその生息環境の保全や復元に取り組む団体の連合会として、2023年度の第五種共同漁業権切替に際し、山梨県が河口湖、山中湖、西湖のオオクチバス漁業権の切替を行うべきではないと考えます。</p> <p>2. 2022年8月、当ネットワークを含む6つの環境保全団体・生物系学会が連名で、環境省、農林水産省(水産庁)、山梨県及び神奈川県に対し、オオクチバス漁業権の切替を行わないよう求める要望書を提出しました(提出団体は日本自然保護協会、世界自然保護基金ジャパン、日本野鳥の会、日本魚類学会、日本トンボ学会、当会の4団体、2学会)。要望書では、もしも免許切替が行われる場合でも、防除の対象たる特定外来生物オオクチバスの漁業権は他の免許とは別途設定すること、防除の対象たる特定外来生物オオクチバスから利益を得るからにはその収支を公開すること、免許期間を3年に短縮し、その見直しを行うことなども要望しています。これらにつき回答がないまま、これまでと変わらない内容の切替が行われることに、要望書提出団体を代表して異議を唱えます。</p> <p>3. 2022年5月、第208国会において特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律が成立した際、附帯決議に「特定外来生物を対象とした漁業権の在り方を見直し、適切な措置を講ずべきである」と特記されました。しかし、今回の切替ではオオクチバス漁業権の在り方を見直し、適切な措置を講じているとは言えないため、切替は行われるべきではないと考えます。</p> <p>4. 外来生物を防除し実効を挙げることは、今日世界的な課題です。2022年12月の国連生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)でも、2030年までに地球上の陸域、海洋・沿岸域、内陸水域の30%を保護するという目標とともに示された23のターゲットの中に、「2030年までに侵略的外来種の導入率・定着率を半減」という数値目標が明記されました。切替が行われることで河口湖、山中湖、西湖では10年間の漁業権の継続が認められることになり、その期間中に2030年を迎えることになってしまいます。脆弱な淡水生態系の生物多様性に悪影響を与え続けているオオクチバスを「増やして利用する」漁業権を継続するのは世界的な動向に逆行することになり、世界からも日本の姿勢が問われることになるでしょう。また、これを観光の材料とし続けることは、観光政策としても望ましくないと考えます。ですので、オオクチバス漁業権の切替は行われるべきではないと考えます。</p>	<p>山梨県では、外来生物法で特定外来生物に指定されているオオクチバスへの漁業権免許は本来好ましいものではないと考えていますが、漁場計画の策定作業は漁業法の規定と国の技術的助言に基づき進めており、これに従いオオクチバス漁業権を漁場計画素案に記載しています。</p> <p>今回御提出いただいた御意見は、今後の漁場計画策定作業や、免許後の漁場管理の参考とさせていただきます。今回は貴重な御意見をいただきありがとうございました。</p>